

## 本学における准職員・時間雇用職員の雇用制度について

### 【1. 非正規職員の有期雇用】

大学の運営は、国からの運営費交付金によるところが大きく、その額は年々減少しております。本学の運営費交付金は法人化となった平成 16 年度と比較して平成 29 年度は約 81.5 億円の減となっております。

非正規職員の雇用財源の 5 割は不安定要素のある外部資金に依存しており、今後も運営費交付金の減少が予想される中で、希望する非正規職員全員の無期転換を行い、その人員を維持することは、大学の経営上困難です。このような財源上の問題や業務の状況を勘案して、非正規職員の雇用年数に上限を設けて運用しており、今後も同様の運用は避けられないものと考えております。

非正規職員の有期雇用については、従来から就業規則に雇用年数の上限を 3 年以内とする規定があり、平成 26 年 4 月 1 日を施行日（平成 25 年 4 月 1 日以後の日を初日とする有期雇用契約から起算）として、雇用年数の上限を 5 年以内に延長する改定を行いました。以降、有期雇用契約の締結・更新に際し、更新の上限を具体的に労働条件通知書（兼同意書）に記載し、准職員・時間雇用職員の同意を得ているところです。

### 【2. 非正規職員の登用・採用制度】

有期雇用契約の締結後、雇用年数の上限に達した場合、有期雇用契約は終了となりますが、本学は下記の登用・採用制度を設けております（別紙を併せて参照願います）。

ii の限定正職員は、意欲が高く、優れた人材を採用する制度です。身分が不安定な非正規職員から、任期の定めのない「限定正職員」として採用するもので、国が求める多様な正社員の導入促進に合致するものです。この制度が定着して、准職員・時間雇用職員のキャリアパスが明確となること、職員に係る適切な評価制度の運用等をはじめとした様々な人事制度改革を着実に実行していくことで、本学に有能な人材が集まるという効果が期待できるものと考えております。

#### i 正規職員への登用

准職員・時間雇用職員を対象に登用試験を実施し、事務系業務に従事する正規職員に登用するもの。

#### ii 限定正職員への採用

本学に 3 年以上在職する准職員・時間雇用職員を対象に採用試験を実施し、限定正職員に採用するもの。

#### iii 労働契約法第 18 条に基づく無期転換

就業規則等により従来から更新上限の適用がないと整理されている准職員・時間雇用職員について、労働契約法第 18 条に基づく無期転換を行うもの。

#### iv 無期の非正規職員への採用

障害者雇用促進法等法令に基づき雇用が求められる人材について採用試験を実施し、無期の非正規職員として採用するもの。